

# 企業の健全な事業活動を

## 法で支えるための情報発信

弁護士法人  
UH 宇都宮東法律事務所

代表弁護士  
伊藤 一星

### 弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第10号 ～ダイヤモンド・プリンセス運航会社による従業員の解雇～

## 目次

#### 【①最新労務トピックの解説】

～ダイヤモンド・プリンセス運航会社による従業員の解雇～

#### 【②セミナー告知】

#### 【③当事務所の活動実績 Vol.1】

#### 【④当事務所の活動実績 Vol.2】

#### 【⑤編集後記】

## ①最新労務トピックの解説

～ダイヤモンド・プリンセス運航会社による従業員の解雇～

### 【最新トピックの概要】

2020年に新型コロナウイルスの集団感染が発生した大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の運航会社（日本法人）が従業員を解雇し、従業員の男性が解雇は無効であると訴えていた訴訟の判決が5月29日に行われ、判決内容は、「人員削減をする高度の必要性があった」などとして解雇は有効であるとして訴えを退けました。

判決理由としては、「日本における新型コロナ集団感染の端緒となっていて、信頼回復には時間を要することが見込まれた」などとし、経営上の理由による「整理解雇」が許される要件を満たしていたと結論づけました。

同法人は2020年の新型コロナウイルス集団感染以降、運航停止措置が取られていた影響で業績が悪化し、従業員22名を退職勧奨を実施していました。そのうち、退職勧奨に応じなかった男性ら7人を整理解雇しましたが、解雇を避ける努力を怠っていたとして東京地裁に提訴していました。

皆様の中で、従業員の退職勧奨、または解雇を検討されたことがある企業様もいらっしゃるかと思います。

今回の「ダイヤモンド・プリンセス号」の運航会社（日本法人）による退職勧奨・整理解雇は、企業にとって適法に進めることができた事例ですが、適切な順序や方法をとらなければ不当解雇となり、裁判で敗訴した場合には当該従業員の

雇用の継続とそれに伴う多額の未払給与の支払いはもちろんのこと、会社の信用も失うこととなります。

そこで本メルマガでは企業が検討することが多い普通解雇（懲戒解雇以外）における手順を解説いたします。

## **【普通解雇を解説！】**

### **◆ 普通解雇とは**

普通解雇とは、懲戒解雇以外の解雇の総称で、協調性の欠如、就業規則の違反、問題行動を起こす、人員整理が必要等を理由とする解雇がこれに該当します。

### **◆ 普通解雇の要件**

普通解雇を実施するために満たす必要がある要件は以下の4つです。

- ①解雇理由に正当性が認められること
- ②法律で定められている、解雇禁止事由に該当しないこと
- ③30日前までの解雇予告または解雇予告手当を支払うこと
- ④該当従業員へ解雇を通知すること

#### **【①解雇理由に正当性が認められること】**

労働契約法16条で「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と定められています。したがって、客観的に合理性がある場合、社会通念上相当であることが必要な要件となります。

#### **【②法律で定められている、解雇禁止事由に該当しないこと】**

主に以下に該当する場合の解雇は禁止されています。解雇を進めたい場合、該当する項目がないか確認する必要があります。こちらの内容以外にも解雇禁止事由はありますので、詳しい内容は弁護士に

#### **<解雇禁止期間>**

- ・業務災害による療養のための休業期間
- ・産前産後の休業期間

#### **<解雇理由の制限>**

- ・妊娠、出産、休業の請求・取得等を理由とする解雇
- ・育児介護休業取得を理由とする解雇
- ・法令違反の申告や紛争解決の援助等を理由とする解雇

#### **【③30日前までの解雇予告または解雇予告手当を支払うこと】**

原則、解雇は30日前に予告する必要があります。しかし、30日分の賃金を解雇予告手当として支払うことで、予告することなく解雇を言い渡すことも可能です。

（これを即日解雇といいます。）

#### 【④該当従業員へ解雇を通知すること】

解雇をする際には該当する従業員へ通知をする必要があり、通知方法は主に「解雇通知書を作成して本人に手渡しする」、「解雇通知書を本人に郵送する」という方法があります。この際、通知を受け取った証明が無い場合、解雇の効力が認められないことがあるため、証拠として残るような方法をとることがポイントです。

#### ◆ 普通解雇の手順

普通解雇を実施するにあたって必要な手順は以下の通りです。

- ①就業規則の整備
- ②解雇の正当事由の確認
- ③解雇禁止期間、事由のチェック
- ④解雇の根拠となる証拠の収集
- ⑤解雇通知書の作成
- ⑥解雇30日前の予告または30日分の解雇手当の支払い
- ⑦解雇後の退職手続き

各実施事項のなかでも注意すべき事項があります。解雇を検討される場合は当事務所へご相談ください。

#### 【おわりに】

いかがでしたでしょうか。

適法な解雇を実施するためには一定の要件を満たしたうえで適正な手続きを踏む必要があります。

また、解雇以外にも退職勧奨という方法で従業員の退職を促すことも検討できますが、どちらが適切な方法であるか判断するのは難しい一面があります。

当事務所では、解雇事由に客観性が認められるか、手続きに正当性はあるかについて事前にアドバイスをすることができます。また、解雇をした従業員から後々訴えられトラブルに発展しないよう、法的観点からのアドバイスを致します。

万が一訴えられてしまった場合には、訴訟において法的観点から然るべき対応が可能です。トラブルを避けるには、まずは弁護士にご相談されることをお勧めいたします。お気軽にご相談ください。

[お問い合わせはこちら](#)

## ②セミナー告知

[>>お申し込みはこちら<<](#)

弁護士が解説

# 労務問題対応 解説セミナー

## ～問題社員対応【総論】～

- ✓ 解雇規制
- ✓ 退職におけるルール
- ✓ 解雇のリスク
- ✓ 問題社員対応におけるリスク



代表弁護士 伊藤一星



弁護士 石塚惇史



弁護士 大熊拓亮

2023年7月27日(木)15:00～16:00

参加費無料  
※1社2名まで

セミナーのお申込みはこちら

### 【セミナー概要】

- テーマ：問題社員対応【総論】
- 日時：2023年7月27日（木）15:00～16:00  
※14:45より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）
- 参加費：無料
- 講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤一星、同弁護士 石塚惇史、同弁護士 大熊拓亮

### 【セミナー内容】

労働問題を熟知した弁護士が事例に基づいた企業での実践事例や具体的対応策を取り上げて、分かり易く解説いたします！

今回は問題社員対応の総論を解説します。問題社員対応における法規制や問題社員対応時に企業が抱えるリスクなどを取り上げます。

栃木県内の経営者さまが経営に専念できる環境を整備できるよう、60分で分かり易く解説いたします。**無料・オンライン**でご参加可能ですので、この機会に是非ご参加ください。

セミナーのお申込みはこちら

③当事務所の活動実績 Vol.1

**kintone**  
**hive 2023**  
tokyo

**S P E A K E R**

**弁護士法人宇都宮東法律事務所**



代表社員 弁護士

**伊藤 一星 氏**

**2023.7.6 14:00～ START ZeppDiverCity**

**【kintone hive tokyoにスピーカーとして登壇】**

当事務所では、サイボウズ社のキントーンをベースとした「クラウド事件管理サービス"クラウドバランス"」を導入したことで業務効率化を図ることができ所員が働きやすい職場環境の構築を進めることができましたが、この度、それらの点を評価していただき、サイボウズ社主催の「kintone hive tokyo」に弊所代表の伊藤がスピーカーとして登壇することとなりました。当日は、多くの案件を適切に処理するための情報収集ツールとしてのキントーン（クラウドバランス）が事務所の成長に不可欠であったことや、キントーン（クラウドバランス）を導入することで生産性が向上し、残業時間の削減や仕事のパフォーマンスが向上するなどして所員の働きやすい職場環境の整備につながっていったことなどをお話できればと思っています。

[詳しくはこちら](#)

**④当事務所の活動実績 Vol.2**

**【拾えば愉快だ宇都宮への参加】**

4月21日に第2回「拾えば愉快だ宇都宮」×「ひろえば街が好きになる運動」がJR宇都宮駅東口周辺地域で行われ、弊所も参加させていただきましたが、その様子が4月23日と6月1日の下野新聞に掲載されました。弊所では、宇都宮駅東口地域のインフラとしての役割を果たして地域社会に貢献できるようにこれからも様々な地域貢献活動に取り組んでいければと思っております。



[下野新聞の記事はこちら](#)

## ⑤編集後記

昨年末から配信を開始したメルマガも、今回で10回目となりました。皆様のお役に立てるような情報の提供を努めて参りますので、引き続きよろしくお願いたします。皆様からのご意見やご要望もお待ちしておりますので、どうぞお気軽にお知らせください。

弁護士法人 宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

[従業員支援プログラム（EAP）サイトはこちら](#)

## 関連サイト

**山 宇都宮の弁護士による企業法律相談**

弁護士法人 宇都宮東法律事務所  
栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の  
相談はこちらから



**UH 宇都宮の法律事務所** による **従業員支援プログラム(EAP)**

企業の健全な事業活動を法の力で支える  
弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける  
環境整備サポートのご相談はこちらから



**UH 宇都宮の弁護士** による **資金繰り・事業再生相談**

企業の健全な事業活動を法の力で支える  
弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた  
資金繰り・事業再生相談はこちらから



弁護士法人  
宇都宮東法律事務所  
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！

※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)